

ID: 312

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	まちづくり活動団体の認定		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市住みよいまちづくり条例 第19条の2第1項		
例 規 番 号	平成12年条例第16号		
【根拠条文】 (まちづくり活動団体の認定等) 第19条の2 市長は、市民等で構成され、住みよいまちづくりを推進することを目的とする団体が次の各号のいずれにも該当するときは、まちづくり活動団体として認定することができる。 (1) 活動の対象となる区域(以下「活動区域」という。)の面積がおおむね0.5ヘクタール以上であること。 (2) 組織の規約等を有し、かつ、代表者の定めがあること。 (3) 組織が活動区域内の市民等(以下「地区住民等」という。)の2分の1以上で構成され、構成員が10人以上であること。 (4) 活動が、活動区域における地区計画等の導入又は維持及び保全を目的としているものであること。 (5) 活動内容について、地区住民等に周知できる取組を行っているものであること。 2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 3 まちづくり活動団体は、第1項で認定を受けた内容に変更が生じたときは、市長に届け出なければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日